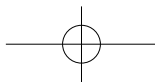
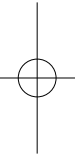


区

民

7



7 区 民

1 住民票・戸籍・諸証明等

(1) 住民基本台帳諸届諸証明等受理件数 (令和2年度)

転入届	転居届	転出届	世帯 変更届	住民票 写し	諸証明	閲覧
19,982 (1,726)	5,615 (435)	17,275 (2,144)	3,523 (280)	178,761	3,903	543

※ () 内は外国人住民の届出分の内数

(2) 住民基本台帳及び戸籍関係の証明書等発行手数料(例)

住民票の写し 300円、除票の写し 300円、印鑑登録証明書 300円、
印鑑登録 50円、戸籍の全部・個人事項証明書 450円、除籍の全部・
個人事項証明書 750円、改製原戸籍 750円、戸籍附票の写し 300円

(3) マイナンバー（個人番号）カード

平成27年10月から、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）
が導入され、住民票を有するすべての方に12桁の個人番号（マイナ
ンバー）が記載された「通知カード」を世帯ごとに郵送した。令和
2年5月25日に通知カードは廃止され、現在は個人番号付番時に個
人番号通知書を郵送している。

また、希望する方には平成28年1月から「マイナンバー（個人番
号）カード」の交付を開始した。マイナンバーカードは、公的な身
分証明書となるほか、住民票の写し等の証明書コンビニ交付サービ
ス（p.52参照）や確定申告（e-Tax）等で利用できる。

(4) 公的個人認証サービス

公的個人認証サービスとは、インターネットを通じて安全・確
実な行政手続き等を行うために、他人によるなりすまし申請や電
子データが通信途中で改ざんされていないことを確かめるための
仕組みである。利用するには、電子証明書をマイナンバー（個人
番号）カードに登録しておくが必要になる。

(5) 住民基本台帳カード

住民基本台帳カード（住基カード）には、顔写真入りとそうで
ないものがあり、顔写真入りの住基カードは、区長が交付する
公的な身分証明書として利用できる。（新規作成、再交付等は
平成27年12月28日で終了した。）

(6) 夜間・休日の交付等

① 夜間・休日の交付

平日の開庁日の午前8時30分から午後5時の間に窓口課証明
係に電話で予約の上、庁舎夜間休日受付で以下の時間に受け取
ることができる。

月～金	午後5時15分～午後10時	無
土日休日年末年始	午前9時～午後10時	

(ア) 現在の住民票の写し

- ・請求者 本人または同一世帯人
- ・申出内容 住所、氏名、生年月日
続柄、本籍、個人番号及び外国人事項の記載の有
- ・受取方法 本人確認できるもの（運転免許証や外国人の
方は在留カードなど）

- (イ) 印鑑登録証明書
 - ・請求者 本人
 - ・申出内容 住所、氏名、生年月日、印鑑登録証の番号
 - ・受取方法 印鑑登録証
- (ウ) 現在の戸籍の附票の写し
 - ・請求者 本人または同一戸籍にある人と直系親族の方(墨田区の戸籍で関係が確認できる場合のみ)
 - ・申出内容 住所、氏名、生年月日、本籍及び筆頭者名
 - ・受取方法 本人確認できるもの(運転免許証・健康保険証など)
- (エ) 税証明(課税(非課税)・納税証明書)
 - ・予約方法 本人が平日の開庁日の午前8時30分から午後5時の間に税務課税務係に電話で予約
 - ・受取方法 本人確認できるもの(運転免許証・健康保険証など)

② ひきふね図書館での交付

平日の開庁日の午前8時30分から午後2時の間に窓口課証明係に電話で予約をすると、ひきふね図書館2階受付カウンターで以下の時間に受け取ることができる。

月～金 午後5時～午後7時45分
 土 午前9時～午後7時45分
 日・休日 午前9時～午後4時45分

- (ア) 現在の住民票の写し
 - ・請求者 本人または同一世帯人
 - ・申出内容 住所、氏名、生年月日
続柄、本籍、個人番号及び外国人事項の記載の有無
 - ・受取方法 本人確認できるもの(運転免許証や外国人の方は在留カードなど)

- (イ) 印鑑登録証明書
 - ・請求者 本人
 - ・申出内容 住所、氏名、生年月日、印鑑登録証の番号
 - ・受取方法 印鑑登録証
 ※他に手数料(各1通300円)と印鑑(サイン可)も併せて必要となる。

③ 夜間・休日の申請書の取次ぎ

- 対 象：戸籍の全部・個人事項証明書、除籍の全部・個人事項証明書、改製原戸籍、戸籍附票の写し
- 取次ぎ内容：記入済みの申請書、手数料、郵送料を預かり、開庁日に証明書を発行して住民登録のある住所に郵送している。
- 取次ぎ場所：庁舎夜間休日受付

(7) 証明書コンビニ交付サービス

墨田区に住民登録があり、有効なマイナンバー（個人番号）カードをお持ちの方は、このカードを利用して、全国のコンビニエンスストア（一部店舗を除く）のマルチコピー機で、住民票の写し等の証明書を取得することができる。

また、墨田区に本籍がある方は戸籍証明書等も取得できる。

① 取得できる証明書

ア 現在の住民票の写し

死亡者や転出者を含むもの、マイナンバーや住民票コードを記載したもの等、一部の住民票については発行できない。

イ 印鑑登録証明書

事前に印鑑登録をしておく必要がある。また、印鑑登録証では利用できない。

ウ 特別区民税・都民税課税（非課税）証明書

賦課期日（1月1日）時点で墨田区に住民登録がない方は発行できない。

エ 戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書

墨田区に本籍があれば発行できる。ただし、住民登録が無く本籍だけがある方は事前に利用登録が必要になる。また、戸籍の内容を修正中のものや除籍謄本等、一部の戸籍証明書については発行できない。

オ 現在の戸籍の附票の写し

墨田区に本籍があれば発行できる。ただし、住民登録が無く本籍だけがある方は事前に利用登録が必要になる。また、戸籍の内容を修正中のもの等、一部の戸籍の附票の写しについては発行できない。

② 交付手数料

ア 上記アからウ及びオ 1通 200円

イ 上記エ 1通 350円

※区役所・出張所の窓口や郵送で取得する場合より100円割引となる。

③ 利用できる時間

午前6時30分から午後11時まで

土曜日、日曜日、休日なども利用できる。ただし、12月29日から1月3日までと保守点検日は除く。

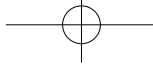
※墨田区役所1階にも証明書交付端末機を設置しているので、墨田区役所の開庁時間に利用できる。

— 窓口課 —

(8) 窓口開庁時間の延長

毎週水曜日（休日、年末年始を除く）午後7時まで

取扱業務等 ・ 住民票、戸籍に関する業務（平日業務の一部を除く）



- ・国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療等に関する業務
- ・特別区民税・都民税、軽自動車税の納付、各種税証明書の交付等に関する業務
- ・児童手当、医療助成、保育園入園等に関する業務

(9) 日曜日の窓口開庁

第2・第4日曜日 午前9時～午後5時

区役所1階・2階・4階

- 取扱業務等
- ・住民票、戸籍に関する業務等（平日業務の一部を除く）
 - ・国民健康保険の資格取得・喪失、被保険者証の再交付、国民健康保険料の納付に関する業務
 - ・特別区民税・都民税、軽自動車税の納付、各種税証明書の交付に関する業務
 - ・マル乳・マル子医療証の交付、児童手当の申請相談

— 行政経営担当 —

2 国民健康保険

(1) 被保険者

区内に住所がある方は、すべて被保険者となる。

ただし、①健康保険、船員保険、共済組合等に加入している方と被扶養者、②生活保護世帯に属する方、③国民健康保険組合の被保険者、④後期高齢者医療制度の被保険者、⑤児童福祉法の施設に入所している児童及び里親に委託されている児童のうち、民法の規定による扶養義務者のない方は適用が除外される。

なお、外国人の方の加入要件は「3か月超の在留期間決定者」であるが、住民票に記載されない外国人、医療・観光・保養目的の滞在者には適用されない。

(2) 保険料

国民健康保険事業は、国・都の支出金や区一般会計からの繰入金等と、被保険者の納める保険料でまかなわれる。なお、個々の保険料については次の計算式により算出される（令和3年度）。

国民健康保険料＝①＋②＋③

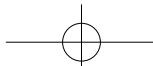
① 基礎保険料（加入世帯全員が対象）

ア 均等割額＝38,800円×被保険者の人数

イ 所得割額＝旧ただし書き所得の世帯合計額×7.13/100

ア＋イ＝基礎保険料の年額（最高限度額63万円）

② 後期高齢者支援金等保険料（加入世帯全員が対象）



- ア 均等割額 = 13,200円 × 被保険者の人数
 イ 所得割額 = 旧ただし書き所得の世帯合計額 × 2.41/100
 ア + イ = 後期高齢者支援金等保険料の年額(最高限度額19万円)

③ 介護納付金分保険料 (加入の40歳～64歳の方のみが対象)

- ア 均等割額 = 17,000円 × 介護第2号被保険者の人数
 イ 所得割額 = 該当者の旧ただし書き所得の世帯合計額 × 2.22/100
 ア + イ = 介護納付金分保険料の年額(最高限度額17万円)

(3) 保険料及び一部負担金の猶予・減免

所得が一定の基準以下の世帯は、保険料の均等割額が軽減される。(7割・5割または2割減額)

また、災害、事業の廃止、病気などで生活が著しく困難になり、資産、能力の活用を図ったにもかかわらず、保険料の納付等が困難となった場合、申請により保険料の徴収を猶予されたり、保険料及び一部負担金が減額・免除されたりする場合があります。

(4) 加入世帯数、被保険者数、療養給付等

区		分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
加入世帯数(年度平均)			41,796	40,287	39,416
被保険者数(年度平均)			59,370	56,330	54,567
療養給付	受診件数		933,990	890,911	777,563
療養諸費	総費用額(千円)		19,726,772	19,542,431	18,228,957
	内訳	被保険者(千円)	14,363,794	14,238,053	13,295,930
		被保険者(千円)	4,629,280	4,657,129	4,314,107
		他法負担(千円)	733,698	647,249	618,920
	被保険者1人当たり療養諸費(円)		332,268	346,928	334,066
出産育児一時金支給件数			235	210	192
葬祭費支給件数			311	297	338
保険料	1世帯当たり(円)		162,613	161,958	157,698
	1人当たり(円)		114,478	115,832	113,912
保険料収納率	現年度分(%)		87.80	87.83	88.49
	過年度相当分(%)		59.54	60.35	63.91

(注) 保険料収納率は、居所不明者の測定を除いてある。

— 国保年金課 —

3 後期高齢者医療制度

(1) 後期高齢者医療制度とは

高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中、高齢者と若年代の負担の明確化等を図る観点から、75歳以上の高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度を平成20年4月から開始した。

② 障害基礎年金

初診日の前日において、初診日の月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間（保険料免除期間・納付猶予期間・学生納付特例期間を含む）が3分の2以上ある（又は初診日の前日において、初診日の月の前々月までの直近一年間に未納がない）方が、日常生活に著しく支障をきたす程度の障害者になったときに支給される。

③ 遺族基礎年金

夫(妻)又は父(母)が死亡したときに、次のいずれかの条件に該当していれば、18歳到達年度の末日までにある子(障害のある子のときは20歳未満)のある妻(夫)又は子に支給される。

ア 死亡日の属する月の前々月までに保険料納付済期間（免除期間を含む）が加入期間の3分の2以上ある、又は直近の1年に保険料の滞納がない。

イ 老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある。

※ その他、第1号被保険者に支給する独自の給付として、付加年金、寡婦年金、死亡一時金がある。

(3) 保険料

月額16,610円

※ 所得の状況、災害などの特別な理由により保険料を納めることが困難な場合には、申請により免除される。

(4) 年金相談

毎月第1・第3水曜日の午後、庁舎1階ロビーで社会保険労務士による年金相談を実施している。

(5) 被保険者、納付状況等

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
被 保 険 者(人)	第 1 号	32,839	32,666	32,777	
	任意加入	426	409	381	
	第 3 号	14,369	14,113	13,672	
	計	47,634	47,188	46,830	
納 付 状 況	対 象 月 数	271,764	267,180	252,596	
	納 付 月 数	182,296	176,406	172,430	
	納 付 率(%)	67.1	66.0	68.3	
受給権者数(人)	基礎年金及び旧法拠出年金 老齢給付	老 齢 基 礎	55,047	55,441	55,646
		老 齢 給 付 (5年年金含む)	1,323	1,182	1,044
		通 算 老 齢	589	489	404
	障害給付	障 害 基 礎	3,217	3,295	3,337
		障 害	70	65	59
	遺族給付	遺 族 基 礎	410	405	386
		寡 婦	28	34	35
		死 亡 一 時 金	32	30	35
	福祉年金	老 年 給 付	0	0	0

(注) 被保険者：「国民年金事業状況統計表」

— 国保年金課 —

5 特別区税

(1) 特別区税(調定額)の推移

(単位：千円)

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度(当初予算)		
	納税者(人)	調定額	納税者(人)	調定額	納税者(人)	調定額	
特別区 区民税	現年度課税分	169,695	23,240,571	173,345	24,323,884	170,500	23,106,000
	過年度課税分	303	117,630	321	94,740	-	78,000
	滞納繰越分	-	390,379	-	344,122	-	397,000
計	-	23,748,580	-	24,762,746	-	23,581,000	
軽自動車税 (種別割)	現年課税分	-	110,960	-	112,550	-	113,000
軽自動車税 (環境性能割)	現年課税分	-	1,864	-	6,056	-	7,000
特別区たばこ税	現年課税分	-	2,100,601	-	2,003,006	-	1,975,999
入湯税	現年課税分	-	14,112	-	9,209	-	10,999

(2) 区民税負担額・区経費の推移

(単位：円)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度 (当初予算)
		金額	金額	金額
1人当たり	区民税負担額	85,488	88,484	83,825
	区経費	438,154	560,469	432,974
1世帯当たり	区民税負担額	154,059	158,301	148,731
	区経費	789,607	1,002,699	768,233

(注) 負担 = 現年度調定額 / 人口 (世帯) 経費 = 一般会計歳出額 / 人口 (世帯)

(3) 特別区税一覧

税 目	課税標準等	税 率	徴収方法等
特別 区民税	1 区内に住所がある個人	1 均等割 特別区民税 3,500円	1 普通徴収 第1期 6月 第2期 8月 第3期 10月 第4期 翌年1月
	2 区内に事務所、事業所又は家屋敷を所有する個人で区内に住所がない者	1,500円 (平成26年度から令和5年度まで)	2 給与特別徴収 6月から翌年5月まで12回、翌月10日
都民税	所得割の課税標準は前年中の課税所得金額	2 所得割 特別区民税 6% 都民税 4%	3 年金特別徴収 4月から翌年2月 (年金支給月の年6回)
	賦課期日は1月1日		
軽自動車税 (種別割)	区内に定置場を有する軽自動車等の所有者 賦課期日は4月1日	1 原動機付自転車 2,000円～3,700円 2 軽自動車 1,000円～12,900円 3 小型特殊自動車 2,400円又は5,900円 4 二輪の小型自動車 6,000円	5月(年1回)普通徴収 賦課期日後、新たに取得した軽自動車等については翌年度から課税
軽自動車税 (環境性能割)	令和元年10月1日以降に三輪以上の軽自動車を取得した者	軽自動車の通常の取得価格(課税標準額) × 税率(0.5～2%)	新規検査や使用・移転登録の際に、全国軽自動車協会で納付
特別区 たばこ税	売渡し消費等に係る製造たばこの本数	1,000本につき6,522円	毎月分を翌月末まで申告納付

税 目	課税標準等	税 率	徴収方法等
釧 産 税	釧物の価格 (現在は課税対象なし)	1 %	毎月分を翌月末まで申告納付
入 湯 税	釧泉浴場における入湯行為	1人1日につき150円	特別徴収 毎月分を翌月末まで申告納入

— 税務課 —